平成26年12月から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで公的年金を受給する方は、児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ
役場　町民課
児童福祉係
内線２１１７

建設工事・物品等納入業者の入札・見積り参加資格申請の受付

平成27・28年度に鬼北町が発注する建設工事および物品の購入に係る競争入札または随意契約の見積りに参加を希望する業者は、次により申請してください。

1　申請区分
①建設工事関係
土木・建築およびこれらに関する工事・測量・設計・地質コンサル
②物品納入等関係
物品の製造の請負および物品の納入、その他委託契約

2　申請期間
平成27年1月5日～平成27年2月27日（執務時間中）

3　申請書提出先
役場　企画財政課
管財係

4　有効期限
平成27年4月1日～平成29年3月31日

5　その他
申請書様式、記入要領等は、鬼北町ホームページに記載します。（12月中旬予定）

問い合わせ
役場　企画財政課
管財係
内線２２３６

事業主の皆さまへ 特別徴収完全実施のお知らせ

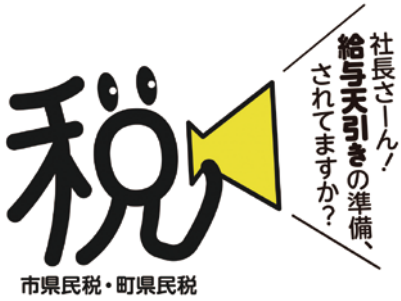

愛媛県の市・町では、平成27年度から従業員の市県民税・町県民税の特別徴収（給与天引き）を完全実施します。

特別徴収は法律で義務付けられていますので、実施していない事業主は、切り替えの準備をお願いします。

詳しくは『愛媛　特別徴収』で検索するか、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
役場　税務課
課税管理係
内線２１２２・２１２３
愛媛地方税滞納整理機構
☎０８９-９１３-５８００

介護ベッド用手すりによる死亡事故が多数発生！

これまでも消費者庁には介護ベッド用手すりによる事故が多数報告されてきましたが、２０１４年７月にも、80歳代の高齢者が手すりの隙間に頭が入り込み死亡する事件が起きました。

介護ベッド用手すりによる事故は、２００７年５月以降の７年間で67件に達し、半分以上が死亡事故です。（35件）

介護ベッド用手すりによる新たな事故を起こさないよう、すぐに確実な対応策をとってください。

【ひとこと助言】
・介護ベッド用手すりの隙間に首などを挟み死に至る事故や、腕や足などを差し込んで骨折するなどの重傷事故が起きています。
・２００９年に、安全性の向上のためにＪＩＳ規格が改正されました。介護ベッド用手すりを使用する際は、新ＪＩＳ規格の製品を使用してください。新ＪＩＳ規格の製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先事業者または販売業者に問い合わせましょう。
・新ＪＩＳ規格ではない手すりを使用している場合は、メーカーが配布する対応品を使用したり、クッションや毛布で隙間を塞いだりするなど必ず対策を講じましょう。

相談窓口
消費者ホットライン
☎０５７０-０６４-３７０

差し押さえた不動産の合同公売会を実施します

12月は滞納整理強化月間です

日　時
12月3日㈬　13時から

場　所
愛媛県中予地方局
7階　大会議室
松山市北持田町１３２番地

詳細は、次のホームページまたは電話でお問い合わせください。

問い合わせ
愛媛地方税滞納整理機構
☎０８９-９１３-５８００
http://www.ehime-kikou.jp
愛媛県特別滞納整理班
☎０８９-９０９-８３９０
http://www.pref.ehime.jp/h10500/h10500.html
高松税務署
評価公売専門官
☎０８７-８６１-４１２１
http://www.nta.go.jp

企業・団体の皆さま

ボランティア・チャレンジ２０１４協賛イベントへのご登録、ボランティア応援企業等マッチング事業へのご協力、ぜひ、お願いします！

企業・団体の皆さまが、「ボランティア・チャレンジ２０１４」の趣旨に賛同し、日頃から取り組まれているボランティア活動などを「協賛イベント」としてご登録いただくと、県ホームページ「愛媛ボランティアネット」などで、ご紹介させていただきます！

詳しくは、「愛媛ボランティアネット」のボランティア・チャレンジ２０１４特設コーナーをご覧ください。
http://nv.pref.ehime.jp/data/html/201400000032/index.html

問い合わせ
愛媛県
男女参画・県民協働課
☎０８９-９１２-２３０５